

外国船舶監督官の仕事とは？

船舶の安全は、本来、条約に基づき旗国（船舶の登録国）が責任をもって検査・調査を行うこととされていますが、旗国の検査不足によりサブスタンダード船（条約不適合の状態にある船）も存在しており、国際的にも問題となっています。

このような船舶を排除するには「旗国による検査・調査」だけでは不十分であるとして、寄港国（外国船が入港する国）が海上における人命の安全や海洋環境の保全を図るため、船舶の構造や海洋汚染防止設備並びに船員の資格要件等が、国際条約に適合しているかどうかについて立ち入り、監督を行っています。

この寄港国による外国船舶の監督を「Port State Control:ポートステートコントロール」（P S C）と言い、P S Cが外国船舶監督官の主な業務となっています。

P S Cの歴史は、1970年代に大型船舶の海難が多く発生したため、人命の安全確保、海洋環境保全の観点から規制強化の社会的要請が高まり、1982年から欧州諸国を中心にP S Cが開始されました。日本に於いても、1984年から実施、その後、業務の強化と効率化を図る観点から、1997年から専従の組織を設置しP S Cを実施しています。

P S C実施の対象となる国際条約は、

- ・ SOLAS 条約（海上における人命の安全のための条約）
- ・ LL 条約（国際満載喫水線に関する条約）
- ・ MARPOL 条約（船舶による汚染の防止のための条約）
- ・ STCW 条約（船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する条約）
- ・ COLREG 条約（国際海上衝突予防規則に関する条約）
- ・ TONNAGE 条約（船舶のトン数測度に関する条約） 等

P S C実施の根拠となる国内法は、

- ・ 船舶安全法
- ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ・ 船員法
- ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法
- ・ 海上衝突予防法
- ・ 船舶のトン数の測度に関する法律 等